

国民年金だより



◆令和4年度国民年金保険料について

令和4年4月分から令和5年3月分までの国民年金保険料額は、月額16,590円です。

令和4年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において17,000円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく令和4年度の保険料改定率0・976を乗じることにより、16,590円となりました。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードやインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあり

ります。

保険料の納付期限は翌月末(例えば4月分は5月末まで)です。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促が行われ、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課せられるだけではなく、納付義務者^{*}の財産が差し押さえられる場合がありますので、納付期限までに納付をお願いします。

※納付義務者とは、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

◆令和4年4月から年金制度が改正されました

【繰下げ受給の上限年齢引上げ】
老齢年金の繰下げの年齢について、上限が70歳から75歳に引き上げられました。また、65歳に達した日後に受給権を取得した場合についても、繰下げの上限が5年から10年に引き上げられました。

令和4年3月31日時点で、70歳に達していない方(昭和27年4月2日以降生まれの方)または受給権を取得した日から5年経過していない方が対象となります。

◆令和4年度からの年金額について

令和4年4月分(6月15日支払分)からの年金額は、法律の規定により、原則0・4%の引き下げとなります。

	令和4年度(月額)	令和3年度(月額)
国民年金(老齢基礎年金(満額))	64,816円 (▲259円)	65,075円
厚生年金 [*] (夫婦2人分の老齢基礎年金(満額)を含む標準的な年金額)	219,593円 (▲903円)	220,496円

※平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合です。

◆年金相談や、お手続きの際は、事前予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、待ち時間の少ない予約相談を行っています。

ぜひご利用ください。

- ① 予約は、相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。
- ② 予約の際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)を用意し、全国共通の予約専用受付ダイヤルか、旭川年金事務所に連絡ください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話26-9026
日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166-72-5002
全国共通予約専用受付ダイヤル
電話0570-05-4890

